

## 一般財形預金「スーパー型」

(2022年4月1日現在)

1. 商品名と概要	一般財形預金（積立定期預金） (愛称：財形貯蓄「虹の預金（スーパー型）」・・・一般財形預金「スーパー型」) 給与天引きにより、計画的な貯蓄ができます。
2. ご利用いただける方	当金庫と財形貯蓄に関する覚書を締結している企業等に勤務されている勤労者の方
3. 期間	積立期間を3年以上とし、毎年定期（1回以上）に積み立てていただきます。
4. お預け入れ方法	
(1) お預け入れ方法	毎月の給与および夏季・年末一時金からの天引きによるお積み立て
(2) お預け入れ金額	1回当たり1,000円以上
(3) お預け入れ単位	1,000円単位
5. 払い戻し方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、お積み立て開始後1年間は払い戻しができません。</li> <li>積み立てを継続しながら、積立金の全部または一部払い戻しができます。</li> </ul>
6. 利息	
(1) 預入商品・適用金利	<ul style="list-style-type: none"> <li>初回預入日から6か月ごとの応当日を「まとめ日」とします。</li> <li>各預入日から5年以上5年6か月以下の間にある最初のまとめ日を満期日とします。</li> </ul> <p><b>【お預け入れ】</b> 各預入時に、スーパー定期でお預かりし、一般財形預金「スーパー型」の利率を適用します。</p> <p><b>【預入の継続】</b> まとめ日において満期日の到来した預入をスーパー定期に一口にとりまとめて継続し、当該まとめ日における一般財形預金「スーパー型」の利率を適用します。</p>
(2) 利払い方法	払い戻しの際に元金とともにお支払いいたします。
(3) 計算方法	スーパー定期（付利単位1円、1年を365日として日割計算で6か月ごとの複利）の計算方法を適用します。
7. 税金	20.315%の源泉分離課税（国税15.315%・地方税5%） * 復興特別所得税が付加されることにより、2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間、20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）となります。
8. 付加できる特約条項	——
9. 満期日前解約（中途解約）の取り扱い	満期日前に解約（中途解約）する場合の利息は、預入ごとにお預け入れ日から解約日の前日までの日数について、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切り捨て）により計算します。（6か月複利計算）

	中途解約日までの預入期間		中途解約利率
	6か月未満		
6か月以上1年未満			約定利率×30%
1年以上1年6か月未満			約定利率×40%
1年6か月以上2年未満			約定利率×50%
2年以上2年6か月年未満			約定利率×60%
2年6か月以上3年未満			約定利率×70%
3年以上4年未満			約定利率×80%
4年以上5年6か月年未満			約定利率×90%

  

10. 預金保険制度	この預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内（1 預金者あたり当金庫での全額保護の預金商品以外の預金総額のうち、元本 1,000 万円までとその利息）で保護されます。
11. 金利情報の入手方法	当金庫ホームページをご覧ください。当金庫担当者または窓口にお問い合わせください。
12. 苦情処理措置（ろうきんへの相談・苦情・お問い合わせ）	<p>ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは下記のフリーダイヤルをご利用ください。</p> <p><b>【窓口：中国労働金庫 お客さま相談窓口】 0120-86-3760</b></p> <p>受付時間 平日 午前9時～午後6時</p> <p>（土日祝日・振替休日・12月31日～1月3日は休業）</p> <p>なお、苦情対応の手続きについては、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。</p> <p>ホームページアドレス <a href="https://www.chugoku.rokin.or.jp/">https://www.chugoku.rokin.or.jp/</a></p>
13. 紛争解決措置（第三者機関に問題解決を相談したい場合）	<p>東・京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）で問題の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、ろうきん相談所にお問い合わせください。</p> <p>また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で問題の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に問題を移管し解決する方法（移管調停）もあります。</p> <p>詳しくは東京三弁護士会、ろうきん相談所にお問い合わせください。</p> <p><b>【全国労働金庫協会 ろうきん相談所】 0120-177-288</b></p> <p>受付時間 平日 午前9時～午後5時</p>
14. その他参考となる事項	———